

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年9月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区農福連携事業業務委託

(2) 目的

区では、せたがやノーマライゼーションプラン等に基づき、障害者就労の拡大や就労継続支援事業所利用者の工賃向上に取り組んでいるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、障害者向け求人件数の激減による障害者就労の停滞、受注作業の減少やイベント等の中止に伴う販売機会の喪失による工賃の低下など、大きな打撃を受けている。

一方で、区内における農地は相続や農業者の高齢化・後継者不足などに伴い、平成21年の約117haから10年後の平成30年には約86haまで減少しており、様々な用途で農地を有効に活用し、農地の保全を進めていく必要がある。

担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していくとともに、将来的にはユニバーサル就労の場を目指す農福連携事業を実施することで、区の農地保全及び障害者就労等の課題を解決していくことを目的とする。

(3) 業務内容（委託予定業務）

当該農園の農地及び施設整備

当該農園にて、都市農地としての機能を十分に果たし、農作物を適正に育てるための農地及び農業用施設の整備を行うこと。なお、整備内容は、別紙「農園利用の基本的な条件」及び「測量図（平面図）」に記載の条件を満たしたものであること。

当該農園における農福連携事業の事業周知

農園の近隣住民、区内の障害者就労支援施設等に対し、当該農園で実施する農福連携事業に関する説明会や広報を実施すること。実施方法等については区と協議し決定する。

農作業体験の企画・運営

(ア) 障害者に対し、農業に興味を持ってもらうための農作業体験やイベントを企画、実施すること。農作業体験は下記を目的としたものを実施すること。農園内に体験専用の場所を設けることも可とする。

- ・ 障害者が農作業に親しむことを目的とした体験やイベント
- ・ 障害者が農業での就職について考えるきっかけとなるような体験やイベント

(イ) 参加者の募集、問い合わせ対応、受付、当日までの連絡等の体験に係る調整を行うこと。

(ウ) 傷害保険・賠償責任保険に加入すること。

実習の実施

農園で就労を希望する障害者に対し、農作業における実践的知識及び技術の習得を支援し、適性を把握するための実習を実施すること。(希望に応じ随時)

- (ア) 希望者の募集、問い合わせ対応、実習生の決定、事前準備等受け入れに係る調整を行うこと。
- (イ) 傷害保険・賠償責任保険に加入すること。
- (ウ) 実習内容は、農作業や当該農園管理に関する業務とし、一般的な社会習慣及び労働習慣などについても、分かりやすく指導すること。
- (エ) 実習の期間等については、障害者及び障害者就労支援施設等の職員と相談のうえ決定すること。(最長で1か月程度を想定)
- (オ) 実習生に対する評価を行うこと。評価結果は、障害者及び障害者就労支援施設等の職員へフィードバックすること。
- (カ) 実習終了後、実習生に実習手当金(1時間300円)と交通費実費を支給すること。

支給要件や支給方法は別途定める。

実習手当金及び交通費は委託料に含まれるものとする。

農園の維持管理運営

農園の維持管理を行い、その際に障害者を従事させること。

なお、委託期間内に実施する施設等の修繕については、原則すべて事業者が費用負担するものとする。

(ア) 農園施設維持管理業務

・日常管理作業

(入口に鍵を設ける場合) 鍵の開閉、園内の点検、簡易清掃・灌水、共用部分の定期清掃等

共用部分とは、別紙「測量図(平面図)」に記載のある区民農園利用者との共用通路部分をいう。

・定期管理作業

園内施設の定期清掃及び設備点検、農機具・トイレ・空調機の清掃、除草及び樹木の手入れ・刈込・剪定作業、園内のごみ処理等

(イ) 圃場管理業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤散布(1)、作付け計画の作成(2)等

(1) 薬剤散布実施の際には区及び近隣住民に事前に通知すること。

(2) 作付け計画を作成し、年間を通して農地全体を有効活用し、農産物を栽培すること。なお、体験や実習の場として活用する等、特段の事情のある場所についてはこの限りではない。

(ウ) 農園内設備の小破修繕及び農園維持管理用物品の管理補充

農園内設備等の軽微な破損及び故障の対処は受託者が行い、必要な物品の購入は委託内容に含まれるものとする。ただし、その限度を超えと思われる場合については、区と受託者が協議のうえ対処する。

(エ) その他

収穫された農作物は、基本的に受託者の裁量により、販売や加工品の開発等に使用できるものとする。詳細については提案内容を踏まえ、区と協議し決定する。

区内障害者施設の工賃向上を目指すための取り組み

区内の障害者施設等と連携し、農園周辺業務の発注や農産物の販売、農産物を使った加工品の開発等を行い、障害者施設の工賃向上の取り組みを実施すること。

(4) その他の留意点

上記1(3) 農園の維持管理運営以外に障害者を従事させることも可能とする。

従事にあたっては、世田谷区民を優先的に従事させるものとする。障害者従事人数のうち、世田谷区民を8割以上従事させることを目標値とする。

従事する障害者を雇用する場合は、本事業の受託者に限らず、他企業を誘致し、その企業を雇用主とする形態でも可とする。

従事する障害者に対しては、障害者就労支援施設等の関係機関と連携し、必要に応じケース会議を開く等、障害者の職場定着の支援を行うこと。

(5) 履行期間

契約の日(令和3年11月下旬)から令和4年3月31日まで(予定)

令和4年度から令和8年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。また、当該農地所有者と区との契約関係が継続する場合に限る。

なお、当該事業は契約期間中に所有者等の都合により農地の場所が変わる場合がある。その際の移転に伴う費用は原則区が負担するが、詳細は協議による。

2 参加資格要件

次の(1)から(4)までの要件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 実施体制に関する事項

(2) 過去における同種・類似業務の実績

(3) 本業務の実施方針等

(4) 事業運営に関することについて

(5) 農園の施設整備について

(6) 農福連携事業の事業周知について

- (7) 農作業体験の企画・運営について
- (8) 実習の実施について
- (9) 農園の維持管理運営について
- (10) 区内障害者施設の工賃向上について
- (11) 障害者の従事体制について
- (12) その他(独自の提案、その他 PR したいこと)
- (13) 見積金額及び内容について

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 経済産業部 都市農業課 担当：荒井、鴨池、岡田
住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4 階
TEL：03-3411-6660、FAX:03-3411-6635
E-mail：SEA01003@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 実施要領兼説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和 3 年 9 月 1 4 日(火)～令和 3 年 9 月 2 7 日(月)正午
(土日・祝日を除く、8 時 3 0 分～1 7 時まで)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和 3 年 9 月 2 7 日(月) 1 5 時まで(必着)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：上記(1)の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和 3 年 1 0 月 2 5 日(月)正午(必着)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：上記(1)の窓口への持参、郵送

6 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に 4 の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及

び契約交渉の対象としない。

- (1 1) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (1 2) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (1 3) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (1 4) 詳細は実施要領兼説明書による。